

令和4年度 甲府ジュエリーツーリズム企画運営業務
公募型プロポーザル実施要項

令和4年6月

甲 府 市

1 趣旨

本市は、古来、水晶産地であったことがきっかけで、宝石の研磨、貴金属加工、水晶美術彫刻の技術が発達し、宝飾品を作り続けてきた。2017年の経済センサスにおける、山梨県の貴金属製装身具の製品出荷量は全国でもトップクラスであり、そのほとんどの事業者が甲府市内にある。

また、企画、デザイン、原料の調達、研磨、彫刻、貴金属加工、そして国内外への流通などジュエリーを完成させる全ての業務が揃う、世界的にも珍しい集積産地であり、「宝石のまち甲府」と言われている。

しかしながら、ジュエリー産地としての地域ブランドの知名度は低いことから、その魅力を市内はもとより全国に発信するため、市内のジュエリー工房等にて、見学や研磨体験等を行うツーリズム（※）を実施する。

ツーリズムを通じ、効果的に本市の魅力をPRすることで、「宝石のまち甲府」の知名度向上と、地場製品の販路拡大や交流人口の増加を図り、地域経済の活性化に資することを目的として実施する。

※ここでのツーリズムとは、点在する甲府市内の工房等を個人単位で自由に巡ることができるメニューのことをいう。

2 業務の概要

(1) 名称 令和4年度 甲府ジュエリーツーリズム企画運営業務

(2) 業務内容 別紙「令和4年度 甲府ジュエリーツーリズム企画運営業務仕様書」による。

(3) 業務委託期間

開催日は令和4年11月12日（土）、13日（日）とする。

履行期間は、契約締結日から令和5年1月31日（火）までとする。

(4) 開催場所

甲府市内の宝飾関係の工房等

受付場所、開催場所として、甲府駅構内ペDESTリアンデッキの一部、甲府市役所1階市民活動室を使用できる。

(5) 提案上限額

金1,808,000円（消費税相当額を含む）とする。

※但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

(6) 協力会社への再委託

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、アに規定する業務以外の再委託にあたっては、再委託の相手方との契約関係を明確にし、書面により発注者の承諾を得なければならない。

ウ 受注者は、業務を再委託に付する場合、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 甲府市内に本店、支店または主たる事業所があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定いずれにも該当していないこと。
- (3) 本市による指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また法人においてはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

4 参加資格要件確認基準日

本市が参加表明書（様式1）を受理した日から、提案事業者と委託契約を締結する日までの間とする。

5 スケジュール

項目	期間
告示（公募開始）	令和4年6月20日（月）
質問受付期間	令和4年6月29日（水） 午後5時まで
質問の回答の公表	令和4年7月8日（金）
参加申込書類提出期限	令和4年7月15日（金） 午後5時まで
企画提案書類提出期限	令和4年7月22日（金） 午後5時まで
プレゼンテーション審査※	令和4年7月28日（木） 又は29日（金）
審査結果の通知と公表	令和4年8月4日（木）
契約手続	令和4年8月中旬（予定）
議事録の提出（契約者のみ）	令和4年8月中旬（予定）

※新型コロナウイルス感染状況により、書面審査となる場合がある。

6 質問の受付及び回答

本業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 質問受付期限
公募開始の日から令和4年6月29日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法
質問書（様式12）により、電子メールにて提出すること。
電子メールのタイトルは「甲府ジュエリーツーリズム質問書」とし
送信後、受信確認のため事務局に電話連絡をすること
提出先メールアドレス syoukous@city.kofu.lg.jp
- (3) 回答方法
令和4年7月8日（金）までに、甲府市ホームページに掲載する。
- (4) 留意事項

本要項、及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

7 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本手続に参加する場合は、次の必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書に関する書類 (表1)

	名 称	様式及び添付書類等
1	参加表明書	(様式1) 市税の滞納がないことの証明書
2	会社概要等整理表	(様式2) 会社概要など参考となる資料等
3	協力会社に関する調書	(様式3) 該当する場合のみ
4	業務実績書	(様式4)
5	業務実施体制確認調書	(様式5)
6	管理責任者の業務実績確認調書	(様式6)
7	誓約書	(様式7)

- ア 提出部数 正本1部
イ 提出期限 令和4年7月15日(金)午後5時まで(期間中の開庁日)
ウ 提出場所 甲府市役所産業部 商工振興室 商工課
エ 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は提出期限日必着とする)

(2) 企画提案書に関する書類 (表2)

	名 称	様式及び添付書類等
1	企画提案書	(様式8)
2	業務の実施方針・業務フロー・工程表	(様式9) A3横版工程表
3	企画提案	(様式10)
4	見積書	(様式11) 積算内訳

- ア 提出部数 正本1部、副本7部
※A4紙ファイルに一式綴じ、表紙に会社名と件名を明記のうえ、8部(正本1部、副本7部)及び電子媒体(CD-R、DVD-R:最新のパターンファイルでウイルスチェック済のもの)も併せて提出すること。
※図のみの提案書は認めない。
イ 提出期限 令和4年7月22日(金)午後5時まで(期間中の開庁日)
ウ 提出場所 甲府市役所産業部 商工振興室 商工課
エ 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は提出期限日必着とする)

8 選定方法

(1) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定にあたっては、企画提案者から提出された書類等により「令和4年度甲府ジュエリーツーリズム企画運營業務受託者選定審査会」(以下「審査会」という。)において、本市が企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

また、次点交渉権者も併せて選定する。

(2) 審査

非公開とし、書類と企画提案者によるプレゼンテーション審査会を実施する。

ア 日時 令和4年7月28日(木) (※時間等詳細は、別途通知する。)
なお、応募者多数の場合は7月29日(金)になる場合がある。

会場 甲府市役所 本庁7階 7-2会議室

イ 審査会への出席者 管理責任者を含む3名以内とする。

ウ 実施方法

(ア) 企画提案者によるプレゼンテーションは20分以内とし、質疑応答は15分程度とする。

(イ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用い、その表記順に行うこと。

(ウ) パソコン等の機器を使用する場合は、企画提案者が持参することとし、インターネットへの接続が必要な場合は企画提案者がインターネット環境を用意すること。

(エ) プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は本市で用意するので予め申し出ること。

(3) 審査内容

ア 評価項目と配点

評価項目と配点については、「表3 評価項目の配点」のとおりとし、合計110点満点とする。評価方法については、価格点は「表4 見積書の評価基準」により算出し、技術点については「表5 企画提案の審査における評価基準」により6段階に評価する。各選考審査委員の価格点及び技術点を合計した総合得点で、最も高い者(ただし、技術点の合計平均点が63点以上であること)を、優先交渉権者として決定する。なお、各評価項目のうち、いずれかが0点の場合は優先交渉権者及び次点交渉権者とししない

表3 評価項目の配点

評価項目	技術点			価格点
	参加事業者の 適格性 〔・実務体制〕	業務実施全般 〔・業務工程等 ・リスク管理〕	テーマに対する 企画提案	
配点	5点	10点	90点	5点

表4 価格点の評価基準

提出された見積書の金額を、次の計算式にて算出する。点数が5点以上の場合是一律5点とする。	
「価格点」	$= \left[\frac{1,808,000 \text{ 円} - \text{見積額}}{180,800 \text{ 円}} \right] \times 5 \text{ 点}$
	[小数点以下第2位を四捨五入]

表5 企画提案の審査における評価基準

評価	判断基準
5	特に優れている。
4	優れている。
3	平均的な内容である。
2	内容が乏しい。
1	内容が著しく乏しい。
0	不適切な内容である。

イ 最高得点者が2者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、価格以外の評価項目の合計点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

(4) 審査結果

審査を受けた企画提案者に対し、令和4年8月4日(木)に文書及び電子メールにて審査結果を通知する。

また、審査結果(優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで)を甲府市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

(5) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、本市と仕様並びに価格等協議の上、本市の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、本市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

また、参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選定し、上記協議を行う。

(6) 議事録の提出

優先交渉権者は上記協議を行う際、プレゼンテーション時の質疑応答において確認された事業内容に関する記録を提出することとする。

9 契約及び支払方法

8(5)において、受託事業者となった者は、本市と契約を締結し、受託業務を実施する。

なお、本市は業務完了後、検査を経て委託料を受託事業者に支払うものとする。

1 0 参加事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審査会が失格と認めた場合。
- (4) 審査会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合。
- (5) 参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (6) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

1 1 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

1 2 辞退

参加表明後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期日までに参加辞退届（様式13）を提出すること。

1 3 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 本市に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、単位通貨は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 参加者は1つの提案しか行うことができない。
- (5) プロポーザルに係るスケジュール変更があった場合については、甲府市ホームページへ随時掲載する。
- (6) 本市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (7) 本市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が負うものとする。
- (9) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと変更等を加える場合がある。

1 4 主催（連絡先）

甲府市 産業部 商工振興室 商工課（担当：樋田、森本）

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5694

FAX 055-227-8065

電子メール syoukous@city.kofu.lg.jp